



新型コロナウイルス感染拡大防止のため 電話による処方せんの発行を開始します

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市立病院で定期的に薬の処方を受けている患者さんは、来院することなく、電話で薬の処方を受けることができます。

【概要】

1 開始日

令和2年4月8日（水）を目途に調整中

2 連絡先および受付時間

22-7100（代表） 平日の午後3時から5時まで

3 対象者

市立病院の診療予約があり、慢性疾患等の定期的な薬の処方を受けている方

4 処方せん発行の流れ

- (1) 電話による処方せんを希望する方は、予約日の前々日までに、受診科に電話してください。
- (2) 予約日の予約時間に、担当医師から電話し診療します。
処方せんは、病院から患者さんが希望する調剤薬局へ直接FAXします。
- (3) 電話による診察を受けた日の夕方以降に、希望の調剤薬局で薬を受け取ってください。

5 その他

- (1) 処方できる薬は、定期的に処方している薬のみとなります。
- (2) 外来の診療状況により、医師から電話連絡する時間が前後する場合があります。
- (3) 診療料等は通常通りとなりますので、次回の来院時に窓口でお支払いください。
- (4) 次回の診療予約票と納入通知書兼領収書は、後日郵送します。